

液体窒素にかかる規定

平成 22 年 3 月 3 日制定

平成 29 年 4 月 3 日改定

平成 29 年 9 月 25 日改定

1. 本規定は、解剖学講座岡部研究室の保有する液体窒素製造装置で製造された液体窒素の供給に対する規定である。
2. 液体窒素の使用申し込みにあたっては、あらかじめ解剖学講座岡部研究室の責任者・岡部正隆（以下管理責任者）に了解を得たのち、所定の「液体窒素使用者登録願」（別紙）に必要な事項を記入の上、使用者登録をしなければならない。実験責任者のみならず、液体窒素を汲み取る者すべての使用者登録を義務とする。
3. 使用者は本学教職員（含、大学院生、研究生、訪問研究員）であることを要する。
4. 「液体窒素使用者登録願」の内容（使用者、請求先等）に変更がある場合は、随時登録更新しなければならない。
5. 液体窒素の使用については、管理責任者の指示に従う。
6. 液体窒素を採取した者は、液体窒素製造装置設置場所にある所定のノートに所属講座名、氏名、使用量を必ず書き込む。
7. 液体窒素使用料は、使用量と単価によって算出し、月末締め翌月請求とする。
8. 液体窒素の単価は、液体窒素製造装置の保守にかかる経費から算出し、別途定める。
9. 管理責任者は、液体窒素使用料を専用の銀行口座で管理し、これを液体窒素の供給にかかる運営費として用いる。
10. 液体窒素製造装置の使用時、液体窒素製造装置に故障及び破損が生じた場合は、使用者は直ちに管理責任者に報告する。管理責任者は、使用者とともに原因を明確にした上で、早急に処置をとる。故障及び破損が使用者の著しい過失による場合は、使用者が負担する。故障及び破損が使用者の著しい過失によらず、かつ、液体窒素供給にかかる運営費で対応できない修理費が生じたときには、すべての使用者の所属する講座が使用料に応じて負担する場合がある。
11. 液体窒素製造装置設置場所は大学本館（解剖学棟）2階第8研究室とする。解剖学講座の教室員不在時、鍵はE棟警備室にて借用の事。
12. 本規定の適用は、平成 29 年 9 月 25 日からとする。